

明治国際医療大学公的研究費の管理・監査に関する規程

平成 19 年 10 月 11 日制定
平成 30 年 6 月 7 日改正
令和 3 年 11 月 1 日改正

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、文部科学省及び他府省が所管する、競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、明治国際医療大学(以下「本学」という。)においてそれを適正に管理するために必要な事項を定める。

第2章 責任体系の明確化

(責任体系)

第2条 本学全体を統括し、競争的資金等に関する運営・管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。最高管理責任者は、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、研究コンプライアンス統括管理責任者を置く。研究コンプライアンス統括管理責任者は、研究部長をもって充てる。

3 本学における不正行為の防止、研究コンプライアンス、研究倫理に関する教育に関し、本学の各部局において実質的な責任を負い、権限を有するとして研究コンプライアンス推進責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

第3章 適正な管理・運営

(コンプライアンス教育と啓発活動の実施)

第3条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。また、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

2 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。

3 コンプライアンス教育の実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的な受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。

4 啓発活動は、あらかじめ一定の期間を定めて定期的・継続的に実施する。

(行動規範の策定)

第4条 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

(ルールの明確化)

第5条 競争的資金等に係る事務処理に関するルールについては、当該競争的資金のルールを踏まえ、本学ならびに学校法人明治東洋医学院(以下「法人」という。)の規則及び規程等に基づき、適正に管理を行う。

- 2 最高管理責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって、分かりやすいようにルールを明確に定め、適切なチェック体制が保持できているか等の観点から常に見直しを行い、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を行う。
- 3 事務処理手続きに関する学内外からの相談を受け、効率的な研究遂行を適切に支援するために相談窓口を設置する。相談窓口は大学事務局研究支援課とする。
- 4 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルール周知を徹底する。

(職務権限の明確化)

第6条 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員の権限と責任については、当該競争的資金のルールで定めるもののほかは、本学ならびに法人の規則及び規程等を適用する。

(関係者の意識向上)

第7条 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員は、本学での公的研究費の管理の重要性ならびに必要性を認識しなければならない。

- 2 本学ならびに法人の事務職員は、専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを認識しなければならない。

- 3 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員は、別に定める行動規範に基づいて適正に努めなければならない。

(調査及び懲戒について)

第8条 本学における不正に係る告発等の取扱い、調査及び懲戒については、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規定」に基づき行う。

第4章 不正防止計画の策定・推進

(不正防止計画の策定)

第9条 本学ならびに法人における不正を発生させる要因を把握し、不正の発生を防止するため、不正防止計画を策定する。

- 2 不正防止計画は別に定める。

(不正防止計画の推進)

第10条 本学ならびに法人における不正防止計画の推進を図るため、不正防止計画推進部署を置く。不正防止計画推進部署は大学事務局研究支援課とする。

第5章 研究費の適正な運営・管理活動

(適正な予算執行)

第11条 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行うために、不正につながりうる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のある具体的なチェック項目を定める。

- 2 前項のチェック項目は別に定める。

第6章 情報発信・共有化の推進

(情報発信・共有化)

第12条 競争的研究費の不正への取組に関する機関のルール等を外部に公表する。

第13条 競争的資金等の使用に関するルール等について機関内外からの相談を受け

付けるため、相談窓口を設置する。相談窓口は本学大学事務局研究支援課とする。

第 14 条 不正に係る情報があった場合は速やかに最高管理責任者に報告する。

第7章 モニタリングのあり方

(内部監査部門)

第 15 条 本学における競争的資金等の適正な運営・管理及び不正防止等に関する内部監査を実施する部門を設置する。内部監査部門は複数の部署から人員を確保する。

第 16 条 内部監査部門は最高管理責任者直轄の組織であり、監事と相互に連携し、監査の効果が発揮できるよう努める。

附則 この規定は、平成 19 年 10 月 11 日から施行する。

附則 この規定は、平成 30 年 6 月 7 日から施行する。

附則 この規定は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。